

## 「自由主義憲法草案」解説

(一社) 救国シンクタンク理事長兼所長  
憲政史研究者  
皇室史学者  
倉山塾塾長  
倉山 満

### 1. 作成の経緯と全体の方針

浜田聡参議院議員よりの「個人として憲法草案を保持したい」との依頼に基づき、作成した。浜田議員からの条件は「自由主義の憲法であること」のみ。

倉山塾弁護士会（倉山が主宰する倉山塾の中で、弁護士である塾生の集まり）の協力を経て、全10回の会合（内9回に浜田議員が参加）を経て、作成した。

何をもって「自由主義」とするのかは、各回個別の議論に委ねたが、全体を一貫しているのは「危機においても、政府は個人の権利をみだりに侵害してはならない」であった。

第1回会合で確認した議論の条件は以下。

- ・日本国憲法（前文と103条の条文）を日本国の憲法のすべてとする、「形式的憲法」のみに捉われた憲法典論議ではなく、実質的な憲法論議を行う。当然、不文の伝統法や憲法附属法（議会慣例なども入る）も、憲法論議の対象である。
- ・前文は、今回は作成しない。
- ・「簡文憲法」とする。

### 2. 第一章 天皇

- ・政府機能が麻痺するような憲法危機において、最終的に国家国民を守る最高機関として天皇を位置付ける。
- ・象徴の文言は残すが、スペイン憲法を参照し、日本国憲法の不備（一時の多数決により皇室を改廃できるかのような読み方も可能）を修正した。天皇は元首と明記。
- ・皇位の男系継承を明記。
- ・祭祀を明記。
- ・基本的には日本国憲法を踏襲。
- ・第一章には置かないが、皇室財産の保持を可能に。下位法は変更される前提。
- ・第一章には置かないが、典憲体制（典範と憲法の相互不可侵）を復活。皇室典範は単なる法律から憲法と対等の宮務法に。

### 3. 第二章 平和主義

- ・ 現行憲法から、章の名称を変更。
- ・ 第八条第一項は、国連憲章と現行憲法下での国策を踏襲。
- ・ 第八条第二項は、軍の保持を憲法的合意とする。誤解の無いよう、明記。

### 4. 第三章 国民の権利義務

- ・ プログラム規定や予算に左右される規定は、明記せず。よって、社会権は明記せず。
- ・ 書いた権利は必ず守る。憲法典上の権利にプログラム規定は不可。
- ・ 権利制約の原理を明記（基本的には法律の留保）。内心の自由は裁判規範たり得ないので明記せず。
- ・ 信教の自由は、内心の自由に当たる部分は制約なし。外形的行動は制約。
- ・ 権利衝突の調整は、統治で明記。
- ・ 第三章の最初（第九条）に、包括的規定（スイス憲法、ドイツ憲法を参照）。人権の享有主体は、日本国憲法下における判例・実務・通説を踏襲する前提。
- ・ 権利の順番は、歴史的経緯に従い、「参政権」「精神的自由権」「身体的自由権」「経済的自由権」とした。
- ・ 政党を明記。憲法附属法である政党法の創設を議会に求める内容。
- ・ 義務は権利の後に。
- ・ 第二十三条は、第八条～第二十二条が平時の規定であるのに対し、有事規定。

### 5. 第四章 議会

- ・ 国会の名称は「議会」に。
- ・ 国会法の大改正を前提にした条文。憲法典において決めねばならないことのみを書く。例えば、議員任期は議会法（現・国会法）に委ねる。
- ・ 簡文憲法として、現行の条文の多くを統合。
- ・ 衆議院の優越は強化。総理大臣は衆議院議員のみとする。
- ・ 参議院の構成を多様とする。役割に応じて非民選議員も。
- ・ 参議院常置委員会を憲法上の機関として創設、帝国憲法における枢密院の機能を担わせる。緊急時の機関としての役割も。事実上は、参議院（の緊急集会）の機能の強化。

### 6. 第五章 内閣

- ・ 簡文憲法として、現行の条文の多くを統合。
- ・ 軍の指揮権は内閣総理大臣に。
- ・ 第四十一条は、緊急事態における内閣権限の明確化。原則として議会主義。議会を開けない際は、参議院常置委員会の手続きを経る。

## 7. 第六章 裁判所

- ・特別裁判所の設置を可能とする。ただし、実際に設置するか否かは、法律に委ねる。  
特別裁判所として想定されるのは、憲法裁判所・軍法会議・行政裁判所。
- ・よって、憲法典には最終的違憲審査権の所在は、明記しない。
- ・現状では裁判所の違憲審査権が機能していない（しすぎても困るが）ので、司法消極主義の弊害を是正する審査機関を設ける。
- ・そこで、参議院常置委員会に違憲審査機能を明記。付随的違憲審査のみならず、抽象的違憲審査も行う。
- ・以上より、最終的な違憲審査権の所在については、以下のように想定される。いずれにしても憲法附属法となる法律に委ねる。
  - (1) 下級裁判所にも最高裁判所にも一切持たせないという制度設計。
  - (2) 参議院常置委員会法が定める「憲法に関する審査機関」は抽象的違憲審査だけとし、具体的争訟を前提とする付随的違憲審査については、下級裁判所も最高裁も違憲審査権を持ち、その結果最高裁が最終的な違憲審査権を持つという制度設計。
  - (3) その他折衷的な制度設計。

## 8. 会計・地方自治

- ・名称は「会計」とする。「財政」では金融が含まれない印象があるので。
- ・簡文憲法として、現行の条文の多くを統合。
- ・帝国憲法における前年度予算執行を復活。
- ・皇室財産のありかたを明記（既述）。
- ・緊急時における会計を明記。
- ・地方自治は明記せず。法律に委ねる。

## 9. 改正

- ・改正規定は緩和。
- ・典憲体制を復活（既述）。